

# 令和4年度 町民税・県民税の申告の手引き

紀美野町

## 申告の必要がある方

令和4年1月1日現在において紀美野町内に住所がある方は、次の(1)から(3)に該当する方を除き、前年中(1月1日から12月31日の間)の所得を申告していただく必要があります。

(1月2日以降に町外へ転出された場合でも、紀美野町で町民税・県民税の申告を行ってください。)

### ■申告不要の方

(1) 所得税の確定申告をされる方

(2) 前年中の所得が1か所からの給与収入のみで年末調整がお済みの方

(3) 公的年金等に係る収入のみで次に該当する方

- ▶ 65歳以上(昭和32年1月1日以前に生まれた方)の場合、年金収入が148万円以下の方<非課税>
- ▶ 65歳未満(昭和32年1月2日以後に生まれた方)の場合、年金収入が98万円以下の方<非課税>(遺族年金、障害年金などの非課税年金のみの方は、所得がない旨の申告していただく必要があります。)

※(2)(3)については、会社や年金支払者から町あてに支払報告書が提出されている必要があります。

※(2)(3)のうち、源泉徴収票に記載された内容以外の申告が必要な方は、町民税・県民税の申告書を提出してください。(例：医療費控除、社会保険料・生命保険料等控除、寡婦・ひとり親・扶養控除等の誤りなど)

### ■申告を要する方

◆上記「申告不要の方」にあてはまらない方

◆給与所得のある方で、勤務先から紀美野町あてに給与支払報告書が提出されていない場合

(地方税法により給与支払者は市町村への給与支払報告書の提出義務がありますが、提出されていない場合があります。勤務先の給与担当者にご確認ください。)

◆所得がない方や非課税所得のみの方で次に該当する方(所得金額は「0円」で申告していただきます。)

- ▶ 非課税所得のみの方(遺族年金、障害年金、雇用保険法による失業給付等受給者など)
- ▶ 所得がない旨の申告を要する方(非課税証明等が必要な方、国保税や後期高齢者医療保険料等の軽減を受けられる方、各種手当や助成金等を受給される方、保育料を納められる方、公営住宅に入居されている方など)

## 町民税・県民税のしくみ

町民税・県民税は、所得金額の多少にかかわらず均一に負担いただく「均等割」と所得金額に応じて負担いただく「所得割」の合計で課税されます。(課税額は6月に確定します。)

均等割額 ※	
町民税	県民税
3,500円	2,000円

所得割額	
計算方法…(所得金額 - 所得控除額) × 税率 - 税額控除額	
町民税	県民税
税率 一律6%	税率 一律4%

※均等割額には、地方税の臨時特例分(東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源確保に係る地方税の臨時特例に関する法律)の500円が、町民税・県民税ともに含まれています(平成26~令和5年度)。また、県民税の均等割額には、紀の国森づくり税の500円が含まれています。

◎次に該当する方は、町民税・県民税が非課税になります。

◆均等割も所得割も課税されない方

- ① 生活保護法による生活扶助を受けている方
- ② 障害者（障害者手帳等や障害者控除認定書）、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方
- ③ 前年中の合計所得金額が、次の額以下の方
  - ・扶養親族等がない方…38万円
  - ・扶養親族等がいる方…28万円 × (同一生計配偶者＋扶養親族数＋1人) ＋ 26万8千円

◆所得割が課税されない方

- ④ 前年中の総所得金額等が、次の額以下の方
  - ・扶養親族等がない方…45万円
  - ・扶養親族等がいる方…35万円 × (同一生計配偶者＋扶養親族数＋1人) ＋ 42万円

扶養親族等の数	③均等割非課税	④所得割非課税
0人	合計所得 380,000円以下	総所得等 450,000円以下
1人	合計所得 828,000円以下	総所得等 1,120,000円以下
2人	合計所得 1,108,000円以下	総所得等 1,470,000円以下
3人	合計所得 1,388,000円以下	総所得等 1,820,000円以下
4人	合計所得 1,668,000円以下	総所得等 2,170,000円以下
5人	合計所得 1,948,000円以下	総所得等 2,520,000円以下

申告書の書き方

■「1 収入金額等」欄について

所得の種類ごとに、前年中の「収入金額」を記入してください。

収入金額とは、収入する権利が確定した金額のことで、未収入金や自家消費分も含まれます。

所得の種類		所得の生ずる場所
事業	営業等	① 営業（建設業、製造業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、保険外交員、不動産業、飲食店、宿泊業、サービス業、その他収益事業） ② 自由業（医師、歯科医師、獣医、弁護士、司法書士、税理士、公認会計士、作家、画家、彫刻家、作曲家、音楽家、茶道・生花・舞踊の師匠、芸道家、私塾の経営者など）
	農業	米、野菜、花、果樹などの栽培・生産、農家が兼営する家畜などの飼育など
	不動産	建物や土地などの不動産収入、借地権などの権利金
	利子	公社債及び預貯金の利子等（所得税の源泉分離課税の対象となるものを除きます。）
	配当	法人から受ける利益の配当、株式の配当、剰余金の分配など
	給与	給与、賃金、賞与、歳費など（正社員、パート、アルバイト、事業専従者などの別は問いません。）
雑	公的年金等	国民年金や厚生年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出企業年金など
	業務	原稿料、講演料、シルバー人材センターの配分金などの業務に係る副収入による所得
	その他	生命保険契約などに基づく年金（個人年金）、在宅育児支援事業給付金など
総合譲渡		車両、機械、営業権、ゴルフ会員権など不動産以外の資産の譲渡
	短期	保有期間が5年以下の資産
	長期	保有期間が5年を超える資産
一時		法人から贈与を受けた金品、懸賞当選金品、競輪・競馬の払戻金、生命保険の満期金や解約金、遺失物の拾得による報労金など、臨時・偶発的なもので対価性のないもの

## ■ 「2 所得金額」欄について

所得の種類ごとに、次の計算式により算出した金額を記入してください。

給与、公的年金等（雑所得）については、8ページ「別表1」及び9ページ「別表2」の計算式により算出した金額となります。

$$\text{〔収入金額〕} - \text{〔収入から差し引かれる金額〕} = \text{〔所得金額〕}$$

※収入から差し引かれる金額とは、その収入を得るために直接要した費用のことです。

（明細を申告書の裏面に記入してください。）

売上原価、販売費、人件費、管理費、減価償却費、修繕費、地代・家賃・損害保険料、租税公課、給料賃金（給与支払報告書を提出したもの）、事業専従者給与・控除、水道光熱費、交際費など

## ■ 「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」欄、「4 所得から差し引かれる金額」欄について

それぞれ該当する控除額等を記入してください。

（町民税・県民税と所得税の控除額が異なるものがありますのでご注意ください。）

### ⑬ 社会保険料控除（健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など）

町民税・県民税	所得 税（参 考）
「支払った」又は「給与、年金から控除された社会保険料」の合計額	

### ⑮ 生命保険料控除（生命保険料や介護医療保険料、個人年金保険料の支払があった場合）

#### (1) 新契約（平成 24 年 1 月 1 日以降に締結した保険契約等）に基づく場合の控除額

区 分	町民税・県民税		所得 税（参 考）	
	保険料	控 除 額	保険料	控 除 額
一 般	12,000 円以下	保険料の全額	20,000 円以下	保険料の全額
	12,001 円～ 32,000 円	保険料×0.5+6,000 円	20,001 円～ 40,000 円	保険料×0.5+10,000 円
	32,001 円～ 56,000 円	保険料×0.25+14,000 円	40,001 円～ 80,000 円	保険料×0.25+20,000 円
	56,001 円以上	28,000 円	80,001 円以上	40,000 円
介護医療	「一般」の場合と同じ		「一般」の場合と同じ	
個人年金	「一般」の場合と同じ		「一般」の場合と同じ	
控除上限	あわせて 70,000 円		あわせて 120,000 円	

(2)旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）に基づく場合の控除額

区 分	町民税・県民税		所 得 税（参 考）	
	保険料	控 除 額	保険料	控 除 額
一 般	15,000円以下	保険料の全額	25,000円以下	保険料の全額
	15,001円～ 40,000円	保険料×0.5+7,500円	25,001円～ 50,000円	保険料×0.5+12,500円
	40,001円～ 70,000円	保険料×0.25+17,500円	50,001円～ 100,000円	保険料×0.25+25,000円
	70,001円以上	35,000円	100,001円以上	50,000円
個人年金	「一般」の場合と同じ		「一般」の場合と同じ	
控除上限	あわせて70,000円		あわせて100,000円	

※(1)と(2)の両方の保険契約等に係る控除がある場合

新旧双方の保険契約等に係る控除がある場合は、(a)新制度のみで申告、(b)旧制度のみで申告、(c)新旧制度両方での申告の3通りのいずれかを選んで申告できます。(c)の新旧制度両方で申告する場合は、それぞれの計算式で求めた合計額が控除されますが、町民税・県民税の控除上限額は28,000円です。

⑯地震保険料控除（地震保険料、旧長期損害保険料の支払があった場合）

区 分	町民税・県民税		所 得 税（参 考）	
	保険料	控 除 額	保険料	控 除 額
地震保険	50,000円以下	保険料の1/2	50,000円以下	保険料の全額
	50,001円以上	25,000円	50,001円以上	50,000円
旧長期 損害保険	5,000円以下	保険料の全額	10,000円以下	保険料の全額
	5,001円～ 15,000円	保険料×0.5+2,500円	10,001～ 20,000円	保険料×0.5+5,000円
	15,001円以上	10,000円	20,001円以上	15,000円
控除上限	あわせて25,000円		あわせて50,000円	

⑰寡婦控除、⑱ひとり親控除

区 分	対 象	町民税・県民税	所得税(参考)
ひとり親	婚姻歴や性別にかかわらず、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(※1)がいるひとり親で、前年の合計所得金額が500万円以下の方	30万円	35万円
寡 婦	上記の「ひとり親」に当たらない方で次の①又は②に当てはまる方 ①夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族(※2)がいる方で、前年の合計所得金額が500万円以下の方 ②夫と死別した後婚姻していない方や、夫が生死不明などの方で、前年の合計所得金額が500万円以下の方	26万円	27万円

(※1) 生計を一にする子が、他の方の同一生計配偶者や扶養親族にされている場合は除きます。

(※2) 合計所得金額が48万円以下で、他の方の同一生計配偶者や扶養親族にされていない方に限ります。

寡婦控除、ひとり親控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある方は対象外です。

### ⑱ 勤労学生控除

(学生又は生徒であって、合計所得金額が75万円以下で、自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合)

町民税・県民税	所得税(参考)
26万円	27万円

### ㉑ 障害者控除 (本人、同一生計配偶者または、扶養親族が障害者の場合)

	町民税・県民税	所得税(参考)
普通障害	26万円	27万円
特別障害(同居以外)	30万円	40万円
同居特別障害	53万円	75万円

特別障害・・・身体障害者手帳に身体上の障害程度が一級又は二級と記載された方、精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載された方、重度の知的障害者と判定された方、いつも病床にいて複雑な介護を受けなければならない方など

### ㉒ 配偶者控除、㉓ 配偶者特別控除 (生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下で、あなたの合計所得が1,000万円以下の場合)

配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額					
		900万円以下		900万円超950万円以下		950万円超1000万円以下	
		配偶者控除額					
		町・県民税	所得税(参考)	町・県民税	所得税(参考)	町・県民税	所得税(参考)
48万円以下	70歳未満	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円
	70歳以上	38万円	48万円	26万円	32万円	13万円	16万円
配偶者の合計所得金額		配偶者特別控除額					
48万円超95万円以下		33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円
95万円超100万円以下		33万円	36万円	22万円	24万円	11万円	12万円
100万円超105万円以下		31万円		21万円		11万円	
105万円超110万円以下		26万円		18万円		9万円	
110万円超115万円以下		21万円		14万円		7万円	
115万円超120万円以下		16万円		11万円		6万円	
120万円超125万円以下		11万円		8万円		4万円	
125万円超130万円以下		6万円		4万円		2万円	
130万円超133万円以下		3万円		2万円		1万円	
133万円超		0円		0円		0円	

### ㉔ 扶養控除 (生計を一にする親族で、前年中の合計所得金額が48万円以下の場合)

控除対象扶養親族		町民税・県民税	所得税(参考)
一般の控除対象扶養親族	16歳以上19歳未満及び 23歳以上70歳未満	33万円	38万円
特定扶養親族	19歳以上23歳未満	45万円	63万円
老人扶養親族(同居老親等)	70歳以上	45万円	58万円
老人扶養親族(同居老親等以外の方)	70歳以上	38万円	48万円

※16歳未満の年少扶養控除が平成23年分所得の申告から廃止されました。また、特定扶養親族のうち16歳以上19歳未満の方の扶養控除上乘せ部分(町民税・県民税12万円、所得税25万円)が廃止されました。これに伴い控除の区分が「一般の控除対象扶養親族」となり、控除の額が県・町民税33万円、所得税38万円となりました。

㉔**基礎控除**（合計所得金額が2,500万円以下の方が該当します。）

合計所得金額	町民税・県民税	所得税（参考）
2,400万円以下	43万円	48万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円	32万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円	16万円
2,500万円超	適用なし	適用なし

㉕**雑損控除**（災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた場合）

町民税・県民税	所得税（参考）
①と②のいずれか多い方の金額	
①（損害金額－保険金などで補填される額）－総所得金額等の10%	
②（損害金額－保険金などで補填される額）のうち災害関連支出の金額－5万円	

㉖**医療費控除**（一年間に支払った医療費が一定の金額以上あった場合）※最高限度額200万円

町民税・県民税	所得税（参考）
（支払った医療費の額－保険金などで補填される額）から	
①と②のいずれか少ない方を差し引いた金額	① 10万円
	② 総所得金額等の5%

平成29年度税制改正で、医療費控除・医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）のいずれか適用を受ける方は、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」、「セルフメディケーション税制の明細書」を申告書提出の際に添付しなければならないこととされました。詳細は国税庁及び厚労省HPでご確認ください。

医療費控除を申告する際には必ず医療費の集計をお願いします。（医療を受けた人と病院ごとに分けて集計してください。）

明細書の記入内容の確認のため、医療費等の領収書は確定申告期限等から5年間保存する必要があります。税務署長等から当該明細書に係る医療費等の領収書の提示又は提出を求められた場合には、当該領収書の提示又は提出をしなければならないこととされました。

## ■「15 寄附金に関する事項」欄について

平成21年度から、町民税・県民税における寄附金控除については、所得控除から税額控除に変わりました。控除額については下表のとおりですが、申告書には種類別の寄附金額を記入してください。

	町民税・県民税（税額控除）	所得税（所得控除）
対 象	①地方公共団体（都道府県、市町村、特別区）に対する寄附金（ふるさと納税） ②都道府県共同募金会、日本赤十字社の支部に支出した寄附金 ③所得税の控除対象寄附金のうち、地方公共団体が条例で指定した寄附金	国や地方公共団体、社会福祉法人など特定の団体に支出した寄附金や特定の政治献金など
控除額	寄附金額と総所得金額等の30%のいずれか少ない方の金額から2,000円を差し引いた金額の10%を所得割額から控除します。 ※上記①の寄附金については、寄附金から2,000円を差し引いた金額に、90%から所得税の限界税率×1.021を引いた率をかけた金額を上乗せして控除します。 （町民税・県民税の所得割額の2割が上限です。）	寄附金額と総所得金額等の40%のいずれか少ない方の金額から2,000円を差し引いた金額を所得から控除します。

○東日本大震災義援金として日本赤十字社や中央共同募金会等の募金団体にした寄附金については、最終的に被災地方公共団体等に拠出されるものとして、①扱いとなり、町民税・県民税の特例控除を受けることができます。

○ふるさと納税（個人住民税に係る寄附金税額控除の特例控除額部分）の対象となる地方団体は一定の基準に基づき総務大臣が指定します。※対象となる地方団体については、総務省ふるさと納税ポータルサイト『ふるさと納税に係る指定制度について』を参照してください。指定対象外の団体に対して令和元年6月1日以後に支出された寄附金については、ふるさと納税の対象外となります（個人住民税に係る寄附金税額控除の特例控除額部分の対象外となりますが、所得税の所得控除及び個人住民税の基本控除の対象になります。）

※参考総務省HP

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/furusato/topics/20190514.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/topics/20190514.html))

◆新型コロナウイルス感染症に伴う自粛要請で中止等となった文化芸術・スポーツイベントについて、チケットの払い戻しを受けない（放棄する）場合に、その金額分を寄付とみなして寄付金控除を受けることができます。

・対象となるイベント

次のすべての要件を満たすイベント

1. 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに日本国内で開催、または開催予定の不特定かつ多数のものを対象とする文化芸術・スポーツイベント
2. 政府の自粛要請を踏まえて中止・延期・規模の縮小が行われたイベント
3. 主催者が文化庁、またはスポーツ庁に申請して指定を受けたイベント  
(指定を受けたイベントは文化庁・スポーツ庁のホームページをご覧ください。)

・手続き

1. 主催者から「指定行事証明書」(写し)及び「払戻請求権放棄証明書」の交付を受ける。
  2. 確定申告・町県民税申告時に「指定行事証明書」(写し)と「払戻請求権放棄証明書」を申告書に添付する。
- ・対象となる課税年度 令和3年度又は令和4年度

## ■別表1 給与に係る所得の計算

給与、賃金、賞与、歳費やこれらの性質を持つもの

給与の収入金額	給与所得の計算
550,999円以下	0円
551,000円～1,618,999円	収入金額－550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	収入金額÷4=A（千円未満切り捨て） A×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	収入金額÷4=A（千円未満切り捨て） A×2.8－80,000円
3,600,000円～6,599,999円	収入金額÷4=A（千円未満切り捨て） A×3.2－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×0.9－1,100,000円
8,500,000円以上	収入金額－1,950,000円

※次の(1)または(2)に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額を控除します。

(1)前年の給与等の収入金額が850万円を超え、次の①から③のいずれかに該当する場合

- ①特別障害者に該当する
- ②年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ③特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額＝（給与等の収入金額（1,000万円を超える場合には1,000万円）－850万円）×10%

(2)給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額＝（給与所得控除後の給与等の金額（10万円を限度）＋公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を限度））－10万円

※(1)と(2)両方に該当する場合は、(1)の控除後の金額から(2)を控除します。



## ■別表2 公的年金等に係る雑所得の計算

国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出企業年金など

65歳未満（令和3年分所得：昭和32年1月2日以後に生まれた人）の場合

		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
公的年金等の 収入金額	～1,299,999円	公的年金等の収入金額 －60万円	公的年金等の収入金額 －50万円	公的年金等の収入金額 －40万円
	1,300,000円～ 4,099,999円	公的年金等の収入金額 ×75%－27.5万円	公的年金等の収入金額 ×75%－17.5万円	公的年金等の収入金額 ×75%－7.5万円
	4,100,000円～ 7,699,999円	公的年金等の収入金額 ×85%－68.5万円	公的年金等の収入金額 ×85%－58.5万円	公的年金等の収入金額 ×85%－48.5万円
	7,700,000円～ 9,999,999円	公的年金等の収入金額 ×95%－145.5万円	公的年金等の収入金額 ×95%－135.5万円	公的年金等の収入金額 ×95%－125.5万円
	1,000万円～	公的年金等の収入金額 －195.5万円	公的年金等の収入金額 －185.5万円	公的年金等の収入金額 －175.5万円

65歳以上（令和3年分所得：昭和32年1月1日以前に生まれた人）の場合

		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
公的年金等の 収入金額	～3,299,999円	公的年金等の収入金額 －110万円	公的年金等の収入金額 －100万円	公的年金等の収入金額 －90万円
	3,300,000円～ 4,099,999円	公的年金等の収入金額 ×75%－27.5万円	公的年金等の収入金額 ×75%－17.5万円	公的年金等の収入金額 ×75%－7.5万円
	4,100,000円～ 7,699,999円	公的年金等の収入金額 ×85%－68.5万円	公的年金等の収入金額 ×85%－58.5万円	公的年金等の収入金額 ×85%－48.5万円
	7,700,000円～ 9,999,999円	公的年金等の収入金額 ×95%－145.5万円	公的年金等の収入金額 ×95%－135.5万円	公的年金等の収入金額 ×95%－125.5万円
	1,000万円～	公的年金等の収入金額 －195.5万円	公的年金等の収入金額 －185.5万円	公的年金等の収入金額 －175.5万円

※障害年金や遺族年金は、課税の対象となりません。

### ■上場株式等の配当所得等の申告不要制度

平成 29 年 4 月 1 日から、上場株式等の特定配当等に係る所得及び上場株式等の譲渡（源泉徴収がある特定口座内）に係る所得については、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課税することができるようになりました。これにより、特定配当等について所得税では総合課税、町・県民税では申告不要制度を適用するなど、申告者自身が課税方式を選択することができます。当該制度を利用する場合は、当該年度の町・県民税の納税通知書が送達されるまでに確定申告書とは別に町・県民税の申告書の提出が必要です。ただし、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について個人住民税において申告不要とする場合は、確定申告書第二表の住民税に関する事項の「特定配当等の全部の申告不要」欄に○を記入することで町・県民税の申告書の提出が不要となります。

※上場株式等の配当等のうち大口株主等が支払を受けるもの、非上場株式の配当等（所得税において申告不要とする非上場株式の少額配当等を含む）、源泉徴収口座以外の上場株式等の譲渡所得等又は非上場株式の譲渡所得等を有する場合には、住民税において申告不要とすることは出来ません。

### ■配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

上場株式等の配当等については、所得税 15.315%（復興特別所得税分含む）と住民税 5%（配当割）の合計 20.315%の税率で源泉徴収（特別徴収）されています。（源泉徴収される特定口座の上場株式等譲渡所得も同じ。）確定申告をしないで源泉徴収で済ませる確定申告不要制度を選択し、これらの所得を申告しないことも可能です。確定申告した場合は、申告書第二表住民税に関する事項欄に配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額を記入することで個人住民税の所得割から税額控除されます。※個人住民税において申告しないことを選択した場合や、納税通知書送達後に確定申告書を提出した場合は当該控除の適用はありません。

なお、これらの所得を申告をした場合、合計所得金額や総所得金額等に加算されるため、税における扶養控除や配偶者控除、非課税の判定のほか各種保険料等の算定に影響がでることがあります。

### ■上場株式等の配当所得等の申告期限

平成 15 年税制改正により、上場株式等の配当所得等は納税通知書が送達される前までに申告された金額について課税計算上反映することとなりました。送達後に確定申告等で申告があっても課税計算に反映できません。

### ■住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

所得税で住宅ローン控除の適用を受け、控除しきれない額がある場合、住民税にも控除が適用されます。

#### 対象となる方

平成 21 年から令和 4 年までの間に入居した方で、所得税の住宅ローン控除の適用があり、かつ所得税から控除しきれない額がある方。※平成 19 年から 20 年までの入居は、住民税での控除の適用はありません。※所得税におけるバリアフリー改修促進税制・省エネ改修促進税制の特定の増改築にかかる住宅ローン控除は、住民税での適用はありません。

#### 住民税からの住宅ローン控除額

次のいずれか小さい方の額が控除されます。

- ・所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額。
- ・所得税の課税総所得金額等の額に 5%を乗じた金額（最高 97,500 円）。ただし、平成 26 年 4 月以降の入居で消費税率が 8%または 10%の場合、所得税の課税総所得金額等の額に 7%を乗じた額（最高 136,500 円）。

#### 手続き方法

初年度の方・・・税務署での確定申告が必要です。

2 年目以降の方・・・給与所得のみで所得税の住宅ローン控除を含む年末調整が済んでいる方で、勤務先から町へ給与支払報告書が提出されている場合、町への手続きは不要です。年末調整の済んでいない方や給与所得以外の所得がある方は確定申告が必要です。

#### 住宅ローン控除の特例期間の延長

消費税率 10%の新築・分譲・中古住宅などを取得した場合に住宅ローン控除の控除期間を 13 年とする特例の入居期間が、令和 4 年 12 月 31 日までに延長されました。

#### 入居した年月と控除期間

入居した年月	平成 26 年 4 月から 令和元年 9 月まで	令和元年 10 月から 令和 2 年 12 月まで	令和 3 年 1 月から 令和 4 年 12 月まで
控除期間	10 年	13 年（※1）	13 年（※1～※3）

※1 消費税率 10%が適用となる住宅の取得等をした場合に限りです。

※2 注文住宅は令和 2 年 10 月から令和 3 年 9 月までの間、分譲住宅などは令和 2 年 12 月から令和 3 年 11 月までの間に契約する必要があります。

※3 今回延長された部分に限り、床面積 40 平方メートル以上 50 平方メートル未満の住宅も対象となります。（適用は控除期間のうち、その年分の合計所得金額が 1,000 万円以下の年に限られます。）

## ■用語の解説

- ・ 扶養親族……………あなたと生計を一にする配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）、都道府県知事から養育を委託された児童又は市町村長から養護を委託された老人で、令和3年分の合計所得金額が48万円以下の方。ただし、青色申告者の事業従事者として給与の支払を受けている方や、白色申告者の事業専従者の方は該当しません。
- ・ 控除対象扶養親族…扶養親族のうち、平成18年1月1日以前生まれの方。（16歳以上）
- ・ 特定扶養親族……………控除対象扶養親族のうち、平成11年1月2日から平成15年1月1日生まれの方。（19歳以上23歳未満）
- ・ 老人扶養親族……………控除対象扶養親族のうち、昭和27年1月1日以前生まれの方。（70歳以上）
- ・ 同居老親等……………老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属（父母、祖父母など）で、あなたや配偶者との同居を常としている方。（病気の治療のため入院していることにより別居となっている場合でも、同居に該当するとして差し支えありません。ただし、老人ホーム等の施設に入所している場合は、その施設が居所となり、同居しているとはいえません。）
- ・ 生計を一にする……………日常の生活の資を共にすることをいいます。会社員などが勤務の都合により家族と別居している又は親族が修学、療養のために別居している場合でも、
  - ①生活費、学資金又は療養費などを常に送金しているときや
  - ②日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には他の親族のもとで起居を共にしているときは、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。
- ・ 障害者……………12月31日（年の途中で死亡した場合にはその死亡の日）の現況において、次のいずれかに該当する、精神や身体に障害のある方
  - 身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
  - 児童相談所などにより知的障害者と判定された方
  - 65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村の認定（要介護認定等）を受けている方
- ・ 特別障害者……………障害者のうち、次の特に重度の障害のある方
  - 身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級と記載されている方
  - 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載されている方
  - 重度の知的障害者と判定された方（療育手帳A1・A2）
  - 65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村の認定を受けている方
- ・ 同居特別障害者……………特別障害者である控除対象配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族と同居を常としている方。（病気の治療のため入院していることにより別居となっている場合でも、同居に該当するとして差し支えありません。ただし、施設に入所している場合は、その施設が居所となり、同居しているとはいえません。）
- ・ 利用者識別番号……………利用者識別番号とは、マイナンバー（個人番号）とは別の番号で、e-Taxを利用する際に1人につき1つ必要で、転居しても原則同じ番号を使用できます。初めてe-Taxを利用する方など、利用者識別番号をお持ちでない方は、確定申告等作成コーナーから、「電子申告・納税等開始（変更）届出書」の作成・提出をすることができます。

## ○国外に居住する親族に係る扶養控除等

平成 27 年度税制改正により、平成 28 年分以降の給与等又は公的年金等の源泉徴収及び給与等の年末調整、確定申告等の申告において、国外居住親族に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除の適用を受ける場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付又は提示しなければならないこととされました。

※ 上記の書類が外国語で作成されている場合は、翻訳文も必要となります。

### ■必要書類

#### ▼親族関係書類

親族関係書類とは、次の 1 又は 2 の書類で、納税者（申告者）の親族であることが確認できる書類です。

1. 戸籍の附票の写し、国又は地方公共団体が発行した書類、国外居住親族のパスポートの写し
2. 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類

【例】戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書

#### ※注意※

- ・親族関係書類は、国外居住親族のパスポートの写しを除き、原本の提出又は提示が必要です。
- ・16 歳未満の国外居住親族（扶養控除の対象ではない親族）であっても、個人住民税において所得金額と扶養人数による非課税基準の適用を受ける際は、書類の提出又は提示が必要となります。

#### ▼送金関係書類

送金関係書類とは次の 1 又は 2 の書類で、納税者（申告者）が親族の生活費等に充てるための支払を行ったことが確認できる書類です。

1. 金融機関が行う為替取引により、納税者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類

【例】外国送金依頼書の控え

2. 国外居住親族がクレジットカードを提示して商品を購入したことなどに対し、その代金を納税者が支払ったことを明らかにする書類

【例】クレジットカード利用明細書

#### ※注意※

- ・送金関係書類は、原本ではなくその写しでも取り扱うことができます。
- ・国外居住親族が複数いる場合、送金関係書類は扶養控除等を適用する親族の各人ごとに必要です。複数人分をまとめて送金している場合は、それを受領している親族のみに対する送金関係書類として取り扱い、その他の親族の送金関係書類として取り扱うことはできません。
- ・この書類は、扶養控除等を適用する年に行ったすべての送金について必要となります。ただし、同じ親族へ年 3 回以上送金した場合は、一定の事項を記載した明細書と、その年の最初と最後に送金をした時の送金関係書類の提出又は提示をすることにより、その他の書類を省略することができます。
- ・16 歳未満の国外居住親族（扶養控除の対象ではない親族）であっても、障害者控除を受ける場合には、書類の提出又は提示が必要となります。

### ■書類の提出

1. 「給与所得者の扶養控除申告書」を提出する方（＝勤務先で年末調整を行う方）

親族関係書類と送金関係書類の提出又は提示が必要です。

2. 「従たる給与についての扶養控除等申告書」又は「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出する方  
親族関係書類の提出又は提示が必要です。

3. 上記 1、2 に該当する方が確定申告又は市・県民税申告をする場合

上記 1、2 の手続きの際に提出又は提示が済みであり、源泉徴収票に適用された扶養控除等について記載があるものについては、親族関係書類及び送金関係書類の提出又は提示の必要はありません。ただし、扶養控除等を追加する場合や、上記 2 に該当する方の送金関係書類については、提出又は提示の必要があります。

4. 上記 1～3 に該当しない方で、確定申告又は町・県民税申告をする場合、親族関係書類と送金関係書類の提出又は提示が必要です。